

第8節 救出救助体制の整備

救出救助体制の整備

- 総務課防災危機管理室
- 消防本部

【基本方針】

地震・津波による震災時においては、倒壊家屋の下敷き、崩壊土砂中に生き埋めとなった者、あるいは津波により流出した倒壊家屋の中に閉じ込められた者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備を図る。

【計画目標】

1. 救出救助体制の整備

(1) 住民及び自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後や津波来襲直後における倒壊家屋や流出家屋等の生き埋め者や閉じ込められた者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震・津波時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

また市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 市及び消防本部における救出救助体制の整備

市及び消防本部は、地震・津波時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等救出救助体制の整備を行う。

(3) 津波災害に対する救出救助体制の整備

津波による災害は、海岸域や河口域を中心として低地の広範囲におよぶおそれがあるため、市並びに消防本部は各関係機関と、平常時から津波浸水地域における救出救助方法等について協議しておき、迅速な救出が行える救助体制の確立に努める。

2. 救出用資機材の整備

市及び消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材の計画的な整備に努める。また、重機等については建設業者の所有する機材を借り上げる等協力体制を整備するほか、津波災害については津波浸水のおそれのある沿岸地域等への応急対策のためのゴムボートや水上艇整備等について検討しておく。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 避難行動要支援者に対する救出救護体制の整備

市は、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対する人命の安全確保を図るとともに、救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

市及び県、消防機関は、医療機関と連携した救出救助を行うため、連携体制の整備を行う。また、地震・津波災害では同時多発的に多数の死傷者の発生が予想され、その症状も多岐にわたることが予想されるため、国・県等の関係部局と連携した緊急医療救護チーム（DMAT）等の応援要請手順、あるいはチームの受入れ体制等について、平常時から検討しておく。